三	（略）	
四		
	(一)～(三十三)	（略）
	(三十四)	特定天井の構造を令第三十九条第三項の認定を受けたものとする建築物
	(三十五)	令第四十五条第一項の認定を受けたものとする材料を用いた筋かいを入れた軸組を設置する建築物
	(三十六)	令第四十五条第二項の認定を受けたものとする材料を用いた筋かいを入れた軸組を設置する建築物
	(三十七)	令第四十六条第四項の認定を受けたものとする軸組を設置する建築物
	(三十八)～(七十七)	（略）

五		
	(一)	（略）
	(二)	令第三十八条第四項、令第四十三条第二項ただし書、令第四十六条第二項第一号ハ、同条第三項ただし書、令第五十一条第一項ただし書、令第六十二条の八ただし書、令第七十三条第三項ただし書、令第七十七条第五号ただし書又は令第七十七条の二第一項ただし書の構造計算により安全性を確かめた建築物
	(三)～(六)	（略）

三	（略）	
四		
	(一)～(三十三)	（略）
	(三十四)	特定天井の構造を令第三十九条第三項の認定を受けたものとする建築物
	(三十五)	令第四十六条第四項の表一の(八)項の認定を受けたものとする軸組を設置する建築物
	(三十六)～(七十五)	（略）

五		
	(一)	（略）
	(二)	令第三十八条第四項、令第四十三条第一項ただし書、同条第二項ただし書、令第四十六条第二項第一号ハ、同条第三項ただし書、令第四十八条第一項第二号ただし書、令第五十一条第一項ただし書、令第六十二条の八ただし書、令第七十三条第三項ただし書、令第七十七条第五号ただし書又は令第七十七条の二第一項ただし書の構造計算により安全性を確かめた建築物
	(三)～(六)	（略）